定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

福島県福島市庄野字柿場一番地の一

株式会社エス・シー・シー

代表取締役　佐久間高男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

東京都港区港南一丁目八番二七号

アクアクララレモンガスホールディングス株式会社　代表取締役　赤津裕次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

滋賀県高島市今津町桂六〇一番地

川上産業株式会社

代表取締役　松本　重男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町二二番地

平井株式会社

代表取締役　平井　令子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

大阪市淀川区新高二丁目四番三六号

富士電波工業株式会社

代表取締役　横畠　俊夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月六日

兵庫県明石市本町一丁目一番三二号

株式会社明石商工会館

代表取締役　小石川弘明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である都丸伸顕が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBノギザカ・ジショ・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　都丸　伸顕

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小倉一義が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日

東京都練馬区豊玉北六丁目二三番九号

オグラ・ヴィークルズ・トレード・インク

日本における代表者　小倉　一義

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である久澤克己が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日

東京都港区港南二丁目一五番一号

グローバル・サイバーソフト・インコーポレイテッド

日本における代表者　久澤　克己

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である喜多川光平が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日

京都市南区東九条南石田町九四番地二号

上海亦佳工芸品有限公司

日本における代表者　喜多川光平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松永敏久が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十二月六日

広島市佐伯区海老山南一丁目一番二八―三〇五号

トーマスビジネスワールド・リミテッド

日本における代表者　松永　敏久

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である藤崎正弘が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日

福岡県福岡市博多区千代五丁目一番四号

AimFukuoka Inc.

日本における代表者　藤崎　正弘

事業の一部譲受けに関する公告

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成二十二年十一月二十六日開催の取締役会において、金融庁長官の認可等を条件として、三菱東京ＵＦＪ銀行信託会社（住所1251 Avenue of the Americas, New York, NY, U.S.A.）の法人向け与信業務に係る事業等を譲受けることを決議いたしました。

つきましては、右の事業の一部譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第三十五条第一項に基づき公告いたします。

平成二十二年十二月六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

頭取　永易　克典

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年十二月二十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で本特定目的会社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金二千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は二千口とする。

六、消却の方法

本特定目的会社は、優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を、全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金二千万円

平成二十二年十二月六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一二	二	七～五終りから	下都賀郡野木町大字野木1111番地12番10号**日本ピストンリング株式会社**の工場財団に機械器具等を	さいたま市中央区本町東五丁目12番10号**日本ピストンリング株式会社**の工場財団及び下都賀郡野木町大字野木1111番地日本ピストンリング株式会社栃木工場の機械、器具等を

平成二十二年十二月一日掲載の資本金の額の減少公告中

（印刷誤り）

三一	四	一三終りから	神奈川県**逗**市**逗**子六丁目五番三号	神奈川県**逗**子市**逗**子六丁目五番三号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月六日付第二五七号一
◉官報郵送料のお知らせ　十一月分

二八ページ●同日付政府調達第二三八号四〇ページ
（月極一部当り）の郵送料二、一七二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）